

マイナンバー(個人番号)記載の書面等の扱いについて

平成27年12月 京都家庭裁判所

平成27年10月5日から、住民票写し等へのマイナンバーの付番手続が開始されています。手続のために提出する書面及び資料について、次の点に十分に留意してください。

☆ 調停, 審判その他の京都家庭裁判所における手続のために提出する書面及び資料については、原則として、マイナンバー(個人番号)の記載を必要としておりません。



書面及び資料提出の際には、マイナンバーの記載がない資料(※)を提出してください。

※ マイナンバーが記載されていない書面又は資料を用意できない場合、書面等を提出する方において、マイナンバー記載部分にマスキング処理を行った書面等を提出してください。

【マイナンバーが記載される書類の例】

住民票の写し, 源泉徴収票, 所得税・相続税の申告書等の各種税関係の申告書, 雇用保険, 健康保険, 生活保護関係の各種申請書・届出書・請求書 etc.

※ 不明な点等がありましたら、担当者までご確認ください。

【連絡先】 京都家庭裁判所 075-722-7211(代表)